

酒田市職員の懲戒処分の公表基準

（趣旨）

- 1 任命権者が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に基づく懲戒処分を行った場合は、この基準により公表することとする。

（公表対象）

- 2 公表対象は、懲戒処分とする。ただし、懲戒処分事案に関連して行われる管理監督者処分については、懲戒処分以外の措置（訓告、嚴重注意等）も併せて公表する。

（公表内容）

- 3 公表の内容は、被処分者の所属部等、職階、年齢（何十歳代表示）、処分内容、事案の概要及び処分年月日とする。ただし、関係機関から先に被処分者の氏名等が公表されている場合は、氏名及び所属名を公表するものとする。

（公表の例外）

- 4 被害者及びその関係者のプライバシー等への配慮が必要な事案又は被害者若しくはその保護者等が公表を望まない場合には、公表内容の全部又は一部を公表しないことができる。

（公表の方法）

- 5 公表の方法は、酒田記者クラブへの資料提供によるものとする。

（公表時期）

- 6 公表は、四半期ごとに行う。ただし、社会的関心が大きいと判断された事案については、処分を行った後速やかに公表するものとする。

附 則

この基準は、平成19年1月1日から施行し、同日以降に行った懲戒処分等について適用する。